

平成 26 年度第 2 回丹波市下水道事業運営審議会 会議記録

日 時 平成 27 年 1 月 26 日（月曜日） 午後 1 時 30 分～

場 所 春日住民センター 研修室

出席者	中尾 寛 司	里 尚	吉 兼 久
	田 中 延 重	荻野美代子	中道知代子
	近藤まさ子	大西かほる	吉 見 温 美
	亀 井 敏 数	佐 中 拓 夫	本 庄 一 郎
	和 田 克 昭	津 田 正 夫	
欠席者	西 安 五 月		

事務局 駒谷誠建設部長、田村宗治下水道課長、西山健吾管理係長、吉竹巧工務係長、井上博生業務係長、矢持竜児主査、中道裕美主査、小玉文奈主事

傍聴者 なし

1. 開会

（事務局）本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきありがとうございます。本日、1名の委員様が欠席と聞いておりますが、過半数以上の出席があり丹波市下水道事業運営審議会は成立しましたので開催させていただきます。

2. あいさつ

（会長）皆様こんにちは。1月の最後の週になりましたが、改めまして、新年あけましておめでとうございます。公私お忙しい中お集まりくださいますありがとうございます。

前回、暮れに丹波市の下水道使用料を中心として、事務局から現状と課題について説明をいただきました。そして、委員の皆様にご共通認識をいただきました。事務局に質問等もいただいているようでございます。これにつきましては、事務局の方から説明いただくようでございますけれども、内容につきまして、もう一度おさらいをし、補足をしていただきまして、今後の課題について確認をして、どのように進めていくかを検討していけたらと思っております。他市事例を参考にしながらご協議させていただけたらどうかと思います。

意見交換を前向きにご検討いただいたり、たくさんの意見を出していただいたりしながら、方向性を審議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

（部長）丹波市下水道事業運営審議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本日は、先ほど会長から話がありましたとおり、2回目の運営審議会を開催しましたところ、それぞれご予定があります中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、平素は、建設行政につきまして、色々な立場から大変お世話になっておりますこと、この場をお借りし、心からお礼申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、下水道使用料の井戸水等併用されている世帯の算定方法の課題について、再度ご説明をさせていただきます。

また、下水道使用料等について、委員の皆様からご質問もいただきまして、その質問についてもご説明をさせていただく中で、さらに、現在の課題のご理解を深めていただきたいと考えております。

その上で、それでは、今後の算定をどうしていけばよいのかということで、他市の事例や平成22年度の丹波市下水道使用料統一時の資料等をご説明し、各委員の皆様からのご意見を頂戴しながら、審議会として一定の取りまとめの方向性を議論していただきたいと考えております。

どうか、丹波市下水道事業のため、的確なご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。下水道事業運営審議会の開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

(事務局)

- ・ 前回出席していなかった職員について紹介
- ・ 資料の確認
- ・ 協議事項以降は里会長の進行

3. 協議事項

(1) 下水道使用料の課題について

①前回の補足説明について

(会長) 下水道使用料の課題について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 協議事項1番の「下水道使用料の課題について」、「①前回の補足説明について」と「②質問事項について」の2点を説明させていただきます。

前回の会議におきまして、下水道使用料における水道水と井戸水等の併用における算定方法についての現状、課題さらに想定使用割合による試算表等について説明させていただきました。

その中で、資料内容や課題が分かりにくい部分があったようですので、再度説明と、併せて委員の方からいただいたご質問内容について、Q&A方式で整理していますので、その内容について説明をさせていただきます。

資料1をお開きください。

前回の説明の繰り返しとなる部分がありますがよろしくお願いたします。

まず、現状では、「井戸水等のみとして算出した水量、これを認定水量と定義しまして、認定水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量とする」との取扱いとなっています。

この現状に対しまして、「検討課題」として、「井戸水等と併用しながら、井戸水等と水道水の合わせた下水排除量が認定水量を上回れば井戸水等の水量に対する下水の使用料が考慮されない」という検討課題です。

井戸水等の使用量につきましては、「水道水と異なりメーターがないので使用水量がわからない」ことから、そのわからない水量について、世帯人数に応じて認定水量を定め、認定水量を基に使用料を算定しています。表にありますように、1人世帯が10 m³、2人世帯が16 m³、3人世帯が22 m³、4人世帯が28 m³、5人世帯が34 m³となっています。

検討課題であります、水道水と井戸水等を併用した場合ですが、水道水の水量はわかるが、井戸水等使用分がわからない。そこで、井戸水等のみの場合の認定水量と、水道水の水量を比較して多い方を採用しています。これが現在の算定方法であります。

次に、図で見ていきたいと思えます。2人世帯の場合で表しています。左の表では、基準としていますが、2人世帯では認定水量が16 m³となります。中の表では、水道水が認定水量より少ない場合を表しています。

水道水の使用が10 m³の場合は、認定水量が16 m³ですので、16 m³分の使用量を請求することになりますが、請求する16 m³の中には6 m³の井戸水等の使用がされているとして算定していることとなります。

次に、右側の表では、水道水が認定水量より多い場合を表しています。ここで、認定水量を超える場合とは、2人世帯では17 m³以上となります。水道水の使用が20 m³で、井戸水等が α として、下水排除水量は20 m³+ α となりますが、現行の取扱いでは、認定水量と水道水の使用量のいずれか多い方の水量とするため、 α 分の井戸水等使用分を考慮せずに、20 m³を使用量として請求することとなります。

3つの表を青色の破線で結んでいます。破線の上下の幅が下水道使用料の範囲となることですが、2人世帯の場合は16 m³を超える、17 m³から井戸水等の使用量が全て考慮しないこととなります。

仮に、中央の表での井戸水等の使用が6 m³として、井戸水等の使用水量を固定してこの表に当てはめて見てみると、水道水の使用が10 m³では、認定水量の16 m³を請求することとなります。

水道水の使用が11 m³となれば、下水排除量は11 m³に井戸水等の6 m³を加えた17 m³となりますが、認定水量が水道水の使用量より多いため、請求する金額は16 m³分となります。同様に、水道水の使用が16 m³となれば、下水排除量は16 m³に井戸水等の6 m³を加えた22 m³となりますが、認定水量が水道水の使用量と同じであるため、請求する金額は16 m³分となります。水道水の使用量が認定水量に達するまでは、井戸水等の使用量を含めた排除水量が認定水量を超えても、認定水量と同額となります。

水道水使用が認定水量を上回れば井戸水等の使用量は反映しないこととなりますので、先ほどの井戸水等使用料が6 m³であれば、表の右側では20 m³に6 m³を加えた26 m³が下水排除量となりますが、20 m³を請求することとなります。

次に、資料2をご覧ください。

委員様からありました質問をQ&Aとしておりますので、質問への回答の形で説明させていただきます。

1番の資料1-2（使用水量の想定使用割合による）試算表について、2項目の質問です。

(1) 使用割合別に比較してあるが、25:75・・・等は本人からの申告ですか。それとも想定とあるので比較のためのものですか。

その回答の説明ですが、各家庭で使用される実態は様々で、本人からの申告も求めているためその使用割合の把握はできていません。できていませんというより、把握していないのが実態です。

試算表は、あくまでも井戸水等を使用される割合を仮定したもので、井戸水等の水量を含めた場合に、現在負担いただいている使用料とどの位の金額の差が生じているかを試算したものです。不公平感を金額でどの程度になるかを仮定したものです。

次に、(2) 実際に認定量をそんなに多く超えて使用されているのですかという質問についてです。「そんなに多く」について「そんなに件数が多いのか」と「認定量を超える程、使用量が多いのか」の2つの視点で整理しています。

まず、「認定量を超える件数が多いのか。」で整理しました。第1回会議の資料1、3ページ、表-2の井戸水等併用世帯の料金算定区分では、併用使用している3,625件のうち、28.7%の1,042件が水道比例となっています。ということで、3割弱が水道比例となっていることは、それだけ認定水量を超えている件数があるということです。

次に、※2の「認定水量を超える程使用量が多いのか」の視点ですが、1点目には、上水道の配管と井戸水等の配管を接続することはできませんので、それぞれの蛇口等を通じて使用されており、同一箇所、例えば、炊事場に両方の蛇口が設置されていなければ、その場所、例えば、洗濯場、トイレでの井戸水等は通年使用されることとなります。このことについては、後ほど資料により補足します。

2点目には、例えば、飲料水となる炊事場のみを上水道を使用し、その他は井戸水等を使用していれば、上水道の使用量と比べ、井戸水等の使用割合は高くなっていると考えられます。図1の「認定水量と水道使用量」をご覧ください。図では、横軸に使用人数、縦軸に水道使用量として、世帯人数における水道使用量別の分布を表記しています。中央付近に青色の折れ線がありますが、これは認定水量を表しています。青線より下に位置する▲表記が認定水量により使用料を請求している部分となります。

一方、青線より上が認定水量を超えており、水道比例として請求している部分となります。※1での「そんなに件数が多いのか」について、そんなにある部分となるもので、その割合が3割弱となっているところです。ただ、この表では、各世帯人数別に全体の傾向は分かりますが、件数がどの程度あるかがわかりませんので、世帯人数における水道使用量別件数を、ページをめくっていただいて、A3の用紙、図2で示しています。図では、横軸に水道使用量を縦軸に件数を示しています。その中で緑の線が認定水量となるところを表しています。

本日、追加資料で「図2-補足」とした資料を配布させていただいております。世帯人数別に全体世帯数、水道使用量が認定水量より多い世帯数、全体に占める割合を記載しています。

資料1で説明しました右側の表に該当する部分が17 m³以上の部分となり、井戸水等使用分が反映されない部分となり、「そんなに件数が多いありますか」については、各世帯での緑の表記から右側に位置する件数で、これだけあることとなります。また、認定水量を超える程使用量が多いのかについては、同様に緑の表記から右に位置する使用水量と件数があることを表しています。

なお、A3の図に記載した件数以外に、表に記載以上の水量使用や、空き家で水道が開

栓されていて、使用料が賦課されている場合や、9人以上の世帯があるため、合計数は一致しませんが、ご了承ください。

また、この図には、井戸水等の使用量を表記しておりませんので、緑の位置より少し左の認定水量に近い水量では、井戸水等を加えると認定水量以上の水量を排水されていることになるというところです。

資料、Q&Aに戻っていただきまして、2ページの2番です。

2の併用の場合、世帯数で決められている認定水量は、実際、上水道の使用メーターではどれだけの差があるのでしょうか。1人の場合10 m³となっているが、実際は20、30 m³・・・のメーターとなっているのですかという質問です。

井戸水等の使用量は計量していないため、実数は分かりません。実際に使用されているその世帯でも把握はされていないのが現状です。

一般的には、上水道は日頃から節水に心掛けていても、井戸水等では節水の意識が希薄となり、垂れ流しがないとは言えないと考えられます。

前回の資料の使用水量の想定使用割合による試算表(資料1-2)は、井戸水等の使用量を把握する方法として、その世帯において上水道に対しどの程度の割合で井戸水等を使用しているかを検証することで、井戸水等の使用水量と使用料を把握しようとしたものです。使用割合を、25、50、75としたのは、少ない、半々、多くの3パターンとしたものです。質問の1人世帯で、井戸水等の使用割合が半々で上水道の使用が10 m³であれば、20 m³を排水されていると判断できるとしています。

先ほどのA3の資料の次のページ、イラストの入った資料3をご覧ください。この資料は、「日本下水道協会」からの資料で、「毎日、どのくらいの水を使ってる?」として、4人家族で、1日約1,000ℓの水を使っていますとの内容です。1日1,000ℓは1 m³であり、1か月にすると約30 m³の水量となります。丹波市の4人世帯での認定水量、資料1の中程の表の4人では28 m³としており、同程度の数量となっています。

さらに、この表では、使用用途を大別して5分類でそれぞれの使用量を示しております。例えば、炊事での250ℓの使用量は1か月にすると7.5 m³の使用量ということになります。

先ほど、「上水道の配管と井戸水等の配管を接続することはできませんので、それぞれの蛇口等を通じて使用されており、同一箇所、例えば、炊事場に両方の蛇口が設置されていなければ、その場所、例えば、洗濯場、トイレでの井戸水等は通年使用されることとなります。」と説明しましたが、炊事、洗濯、トイレ、お風呂のどこかで井戸水等を使用されていた場合、蛇口が別々に設置されていなければ、例えばトイレでは、通年井戸水等の使用がなることとなります。

図では5分類に分かれています。その他の90ℓを洗濯、トイレ、お風呂に含めていくと、4分類で概ね4分の1の使用割合となります。

第1回の会議での資料の25:75の使用割合を当てはめると、4つのうちどれか1つを井戸水等の使用をされていれば、25:75になるのではないかと想定となるものです。

4つのうち2つを井戸水等使用されていれば50:50になるのではないかととなり、4つのうち3つを井戸水等使用されていれば75:25になるのではないかと想定となり、そうした場合の井戸水等を使用料に反映させた場合の金額を試算したものが、前回の資料となるものです。

次に、3の認定量を超えて使用されている場合が多いのであれば、認定基準に問題があるのではないのでしょうか。との質問です。図2、A3の資料、井戸水等併用世帯の世帯人数別水道使用量を見ると、認定水量の前後での使用実態があり、その状況は各世帯においても同様の傾向にあることから、認定基準に問題があるとは言えないと考えられます。

一方、上水道の使用量が認定水量に近い世帯も各世帯人数においてあり、井戸水等を加えた排除水、汚水量は認定水量を超えていると考えられるため、超えた部分は使用料に反映されていないこととなります。

以上、前回の下水道使用料の課題について、前回の補足として追加資料と併せ、委員様からいただいた質問への回答という形で説明させていただきました。

次第、(2)では「他市事例による井戸水等併用の算定方法について」ということで、課題解決に向けてどのような対応策があるかについて説明させていただきますが、その前に、今説明させていただいた内容で質問等がありましたら、補足させていただきたいと思いません。

課題の共通認識を図ることができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

②質問事項について

(会長) ありがとうございます。2人世帯では16㎡という整理の仕方として、共通認識いただけたと思います。冒頭にも申しましたように、請求の仕方を公平にもっていくとすればどのようにするのか、今お聞きした内容で、まだご質問があるようでしたら、意見をいただきながら、議論を深めていきたいと思いません。どなたでも結構ですので、ご質問はございませんでしょうか。井戸水等の算定ができませんので、なかなか難しいかと思いませんが。

(委員) 井戸水等を丹波市は推奨しているのですか。

(事務局) 合併前から、井戸水等を地区で管理されている場合があります。すべてが上水道ではありませんでした。現在、水道部では、水道ビジョンを立てて、水道の安全供給に向けて取り組んでいるところでございます。もともと、水道水が不足している地域もありますので、現状としては、井戸水等と併用して使われているということになります。安全な水を使っただけのが第一かと思いません。ただ、洗濯等、飲み水以外の水は、現実には、井戸水等を使われている実態があります。下水道の立場からすれば、水量を量ることができない分を下水道へ流されているという実態があります。それを使用料の視点から公平にいただくとすれば、どのようにするのかという課題があります。委員様から意見をいただく中で、あるべき良い方向性を出していただければと思いません。

(委員) 安くなれば、増えてくるかと思いません。

(会長) 前回、使用料の統一は、平成23年4月と説明を受けましたが、統一されてから、水道水のみのご家庭が井戸水等に変えられたという事例はたくさんあるのでしょうか。

(事務局) 件数は調べてはいませんが、あることはあります。

(委員) 井戸水等をポンプで汲み上げるようにしたときには、丹波市に登録はあるのですか。

(事務局) 申請をしていただくことによって、併用という区分となります。

(委員) この問題とは関係ないですが、例えば、下水道に流入しない水がありますよね。工場の水等は、どのような料金体系なのですか。

(事務局) クーリングタワーの手前にメーターをつけていただいて、お知らせいただき、請求する水量から控除して請求させていただいているところもたくさんあります。

(会長) 企業ですか。

(事務局) はい。

(事務局) 家庭でありますと、メーターで計量しています。洗車等で下水に流れていない水は、どれだけ使われるかわかりません。10 m³かも知れませんが9 m³かも知れません。しかし、10 m³とみなして、下水道使用料を算定しているということになります。各家庭が10 m³使われても、10 m³下水道に流れているかということとはそうではありません。企業などでは、独自に設置していただき、報告していただくことによって、差し引きして使用料を請求するという形をとらせていただいております。

(会長) 企業の話も出ました。井戸水等併用か、水道水のみかと協議され、申告で決められているのですね。

(事務局) 井戸水等併用をやめるという申請で、水道水のみとなります。ポンプがつぶれたのでという申請が毎年ありますが、現地を確認いたしまして、水道水のみとさせていただいております。

(会長) 井戸水等が計量できないわけですから、流入する量で排水を考えて出された量を基準にということですが、何か他に質問ありませんか。問題点を解決策に展開していけたらと思います。

(委員) 併用世帯からのご質問やトラブルはないでしょうか。

(会長) トラブルや問い合わせはないでしょうかという質問ですが。

(事務局) 問い合わせはございます。丹波市の料金体系を説明し、納得していただい

るのが現状です。

(事務局) 井戸水等のポンプが故障したときに修理した方が得なのか、井戸水等を使った方が得か損かという問い合わせは結構あります。

(委員) 80%は水道水ということですが、井戸水等のみのご家庭の水量は把握されていますか。

(事務局) 平均的な使用量とし認定水量としています。認定水量は、平成22年6月請求分から審議会で統一していただいております。全件ではないですが、下水道使用者のみ的人数ごとによる平均値を出しています。平成19年の資料に残っていますが、現在、それ以降の水道水のみのご家庭のデータを持っていません。古いデータですがご理解いただきたいと思えます。

(委員) 3人世帯ですが、多いのでしょうか。1か月40 m³ですが。

(事務局) 1か月40 m³は多いです。2か月で割っていただくこととなります。

(会長) できるだけ、質問の時間をとって、たくさんの意見を期待しています。その他ありませんか。

(委員) 人数の把握ですが、毎年されていますか。いつの時点でされていますか。

(事務局) 井戸水等と井戸水等併用の家庭の人数につきましては、届出等を毎月60～70件反映をしています。

(会長) 毎月管理されているということですね。

(事務局) 基本的に届出制です。届出をされておらず、2～3年後に届出される方もあります。

(事務局) 補足させていただきますと、転出等の手続きで、窓口に来ていただいた時に、申請していただけたらと思います。住民票を置かれて、別の場所で暮らしている場合は、届出していただくようにしていただければと思います。さらに、家を改造され、下水道を整備されるにつきましましては、申請の時に人数を確認させていただき、賦課をさせていただきます。

(会長) これから異動が多い時期です。進学、転勤等で届出があれば、変わるということですね。

(事務局) 届と併せてアパート等の契約書等、確認できるものを添付いただいて確認をしています。

(会長) アパートがたくさんありますが、メーターがそれぞれあるのですね。

(事務局) 最近、新築されたものはメーターがそれぞれありますが、水道の加入金が必要ですので、オーナーが管理され、請求されているところも若干あります。

(事務局) 都市部ではそのようなところが多いです。按分されている。メリットがある人とそうでない人もいます。

(会長) どうでしょうか。何かございませんか。

(委員) 以前は、どのような課題で審議会をされていたのでしょうか。

(会長) 以前はわからないのですが、今回は、諮問を受けた事項、諮問第10号がでております。諮問の内容、想定の部分があります。このテーマに限っての審議をいただければよいかと思えます。そういうことですね。

(事務局) 補足させていただきますと、下水道料金の統一について、審議会の中で検討いただき答申いただきました。それ以後は、施設の在り方を中期ビジョンで審議をいただきました。今回は、井戸水等併用をテーマにして審議いただくこととなっております。

(委員) 以前は、どのような内容で審議されていたのかをお尋ねしたいと思いました。

(会長) 失礼いたしました。よろしいでしょうか。

(委員) 下水道のメーター流量計はないのですか。

(事務局) 大規模な工場で流量計をつけられているところもあります。汚水のメーターを家庭でつけられているところは、あまりないです。メーターの設置は、正しい数値は反映できますが、コストが割高になってきます。技術的には可能だと思いますが、使用料に跳ね返ってきます。

(会長) 発言のない方、発言をしていただけたらと思います。

(委員) 算定を詳しく説明していただきましたが、わかったような、わからないような状態です。皆様いかがでしょうか。

(会長) お互いに考え方を共有しておかなければならないと思いますが、どうですか。皆

様、使用料の考え方はわかりましたか。

(委員) これまで、何か使用料の問題はありましたか。

(事務局) 特に、都市部からの転入された方は、高いとおっしゃられます。

(事務局) 井戸水等については、言われたことはありません。

(会長) 色々なケースがありますが、質問がないようでしたら、皆様、よろしいでしょうか。疑問のまま進むのではなく、方向性を決めていく中で、質問が出てきましたらその都度お願いします。これで終わりにしたいと思います。また、質問がありましたら、事務局に問い合わせいただいたらどうかと思います。時間の関係もありますから、次にいかせていただきます。

続きまして(2)他市事例による井戸水等併用の算定方法について事務局から説明をいただきます。

(2) 他市事例による井戸水等併用の算定方法について

(事務局) それでは、「他市事例による井戸水等併用の算定方法」について、検証していきます。資料4をご覧ください。

2人世帯で1か月の水道使用量が15 m³の時を例にして、具体的な算定方法を見ていきます。

まず、おさらいしますと、現状、丹波市では「水道使用量と認定水量を比較して多い方」と定めているので、水道使用量15 m³と、2人世帯の認定水量16 m³を比較して16 m³を採用しています。金額にすると3,420円となります。なお、兵庫県内で同じ算定方法を用いている市町村には、A市があります。

では、次に近隣市の算定方法を丹波市に当てはめてみます。

事例①は「水道使用量に、認定水量の1/2を加える」方法で、I市、J市、K市、L市・M市等、最も多くの市が採用している方法です。水道使用量15 m³に16 m³の1/2の8 m³を加えた23 m³となり、金額にすると4,260円となります。

ただし、注意書きの1を見てください。事例①の算定方法において、「水道使用量+認定水量の1/2」で算定した水量が、認定水量を超えない場合は認定水量とするI市、J市、K市の事例もありますので、これを事例②としました。水道使用量が3 m³といった極端に少ない場合は、認定水量の1/2の8 m³を加えても11 m³で、認定水量の16 m³を下回りますので、その場合は認定水量の16 m³を採用し、認定水量を最低ラインとしています。

事例①と②の違いは資料4-1で確認できますので、資料4-1の2人世帯の表をご覧ください。事例①では上水に8 m³を加えますので、上水8 m³のときに算定した水量が16 m³と認定水量とイコールとなり、上水が8 m³より少ない場合は下水道使用料が安くなってしまいます。一方、事例②は最低限、認定水量となりますので、8 m³より少ない場合は、左の現状と全く同じになることが確認できます。では、資料4に戻ってください。

次に、事例③は水道使用量に1人3 m³の井戸水等相当分を加える事例で、N市、O市が

これにあたります。この場合、水道使用量 15 m³に 2 人× 3 m³の 6 m³を加えた 21 m³の 4,020 円となります。資料 4-1 をもう一度確認します。事例③は、上水に 6 m³を加えますので、先ほどの事例①と同様に、上水が 10 m³より少ない場合は下水道使用料が安くなってしまいます。資料 4 に戻ります。

最後に、事例④は水道使用量に認定水量まるまるを加える P 市、Q 町の例で、水道使用量 15 m³に認定水量 16 m³を加えた 31 m³の 5,220 円となります。

まとめますと、兵庫県内は、丹波市や A 市の多い方の水量を採用する方法と、事例①から④の方法に概ね集約することができます。

次に、それぞれの算定方法が下水道使用料にどのように影響するか資料 5 で確認します。資料 5 をご覧ください。全世帯分の 1 か月の使用料を事例①から④で試算すると、現状と比較した増額金額は、事例①で 1,939,804 円、事例②で 2,781,974 円、事例③で 1,463,909 円、事例④で 7,811,078 円となります。これを年間総額に直すと、事例①で 23,277,648 円、事例②で 33,383,688 円、事例③で 17,566,908 円、事例④で 93,732,936 円となります。

もう少し詳しく 2 人世帯の場合でみると、事例①で 290,095 円 (587 世帯)、事例②で 459,240 円 (588 世帯)、事例③で 73,808 円 (509 世帯)、事例④で 1,277,846 円 (920 世帯) が増額となります。事例①と③では、資料 4-1 で確認したように、算定した水量が認定水量を下回り、減額となる世帯が多いのも特徴となります。

では、増額する世帯において、1 か月にどれくらい増額となるのかというと、事例①と②では 1,001 円から 1,500 円の増額世帯が多く、事例③では 501 円から 1,000 円の増額世帯、事例④では 1,500 円以上の増額世帯が多くなります。

ページをめくっていただき、3 人世帯の場合では事例①、②に加え、事例③においても、1,001 円から 1,500 円の増額世帯が多くなり、4 人世帯になればすべての事例で 1,500 円以上の増額世帯が多くなるという試算結果になっています。

また、資料 6 は、丹波市として下水道使用料を統一したときのチラシです。裏面を見てください。旧町における井戸水等併用の算定方法となっています。

旧柏原町は「井戸水等のみとして算出した水量の 1 / 2 を水道水の使用量に加算した水量となります。ただし、この水量が井戸水等のみとして算出した水量に満たない場合は、井戸水等のみとして算出した水量となります。」とあり事例②にあたります。

旧氷上町は、「井戸水等のみ」と「水道水及び井戸水等を併用」の区分が同じことから、水道水の使用量を加味せず、認定水量を採用しています。

旧春日町・旧山南町・旧市島町は、「井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量となります。」とあり、旧町 5 町の内、最も多かった算定方法を丹波市における算定方法としたことがわかります。

以上、他市事例のご説明とさせていただきますが、資料を作成する中で、事例③に事例②で示した但し書き部分、「算定した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする。」というケースも考えられますので、その資料を、ここで追加をさせていただきますので、検討事項の参考としていただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。事務局から、推移等が示された資料が示されましたけ

ども、ご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

2人世帯のデータを出していただいておりますが、要件は今のままですが、減額になってくるとありました。近隣の都市のことも比較の内容として見ていただければと思います。

ご意見、ご質問ありましたら、よろしく申し上げます。

(委員) 丹波市の収支はどうでしょうか。赤字ですか。黒字ですか。

(事務局) 下水道事業につきましては、平成26年度までは、官庁会計方式ですが全体では若干のプラスです。平成27年度からは企業会計に移行させますが、予算上、損益計算書の方の会計は若干の黒字、固定資産を取得する方の会計は、大幅な資金不足です。

(委員) 減価償却を考えると考えたら、赤字ですか。

(事務局) そうです。損益では若干黒字ですが、26億円の減価償却費がありまして、年間で12億円使用料をいただいている、約1,000億円の固定資産があります。

(委員) 施設が老朽化すると経費がたくさんかかるとは思いますが、使用料に跳ね返るのですか。

(事務局) 損益の収支には、減価償却費として影響があります。建設改良の資産は減価償却費として費用計上するので影響はしてきます。建設改良費は、単体の資金では運用できませんので、借金を借りることになります。平成26年度、12億円の使用料で、20億円の借金を返していています。利子が6～7億円あり、元利償還金が27億円あります。その状況を改善していかないと、下水道事業は厳しいという状況です。返したところに、老朽化した施設の修繕もあります。

(委員) 赤字状態で企業なら倒産となりますが、そうはならないのですか。

(事務局) 倒産となりますと下水道の維持管理ができなくなりますが、合併浄化槽に変えてもらうことはできないと思います。

(委員) いわゆる税金が高くなるということですか。

(事務局) 現在でも、使用料以上に繰入金があります。それだけ厳しい事業であることをご認識いただきたいと思います。

(会長) その他、何かご質問はございませんか。

(委員) 処理区分ごと、公共下水道等ごとに、収支にばらつきはありますか。使用料で維持費を賄っていると言われますが、雨水はどうなっていますか。

(事務局) 雨水については全額控除となります。利息、元金、維持管理経費は、すべて一般会計から繰り入れをしていただいております。

(委員) 個人が使用する分については使用料ですね。

(事務局) 処理区ごとの収支は、管理ができかねております。4事業に関して、具体的に使用者が増えているのは、特環です。使用料も上がっています。農集、コミュニティ・プラントは減っているか現状維持となっております。農集、コミプラはより厳しくなっていると数字から推測できます。

(会長) 他、何かございませんか。

(委員) 市としては、事例③が妥当ではないかという考えの資料ですか。

(事務局) 資料5の2人世帯を見てください。真ん中の増額世帯減額世帯増減なしと書いているところで、増額世帯は①～④にあるのですが、減額世帯は①と③にございます。今回の問題は、水道使用量を超えて使用されているところに井戸水等を流している可能性があるのに、請求できないところが課題でありますので、事例①とか事例③について減額になるのは、今の課題の論点とは違うということが見ることができるのではないかと思います。

事例②については、認定水量までは認定水量です。認定水量は、平成19年当時のデータで古いかも知れませんが、減額するのはいかがなものかというのがあります。事例③については、他市においても但し書きがないのですが、考えましたら、本日配らせてもらったような結果になるのかと思います。資料5を事前配布させていただいた後、追加しまして、同じ用紙で見ることができませんが、本日配らせていただきました資料の2番目のところの増額世帯については、509から510世帯とあります。ただし、減額世帯412の減額から0となりますということで、減額世帯が今回の課題からずれてくるとすれば、解消のために追加をさせていただきました。

(委員) 使用料改定はするのですか。

(事務局) 事例③で言いますと、16 m³未満の方を16 m³とした場合、現行から改定しますと311,083円増額になります。超える方のみ増額させていただくという資料をつけさせていただきます。

(事務局) 補足させていただきますが、1 m³～2 m³等少ない場合もあります。平均的には16 m³を使われているだろうということになりますと、例えば、上水道5 m³を使われていて、11 m³くらいは井戸水等を使われているだろうとしまして、認定水量が16 m³、3,420円を請求させていただいていることとなります。それを事例①ですれば、5 m³のところ、8 m³を足して、13 m³になります。これまで、3,420円をもらっていたところが、3,060円に下

がるということになり、事例の②が認定水量に満たないところは、認定水量までいくということになります。網がけしているところが認定水量、3,420円となります。事例①のところは、3,420円となると同じ額となるとは、8m³となるとところだけとなります。今の認定水量より下がってきます。それを補うことにしたのが、事例②のところ。事例③の他市の事例で計算すれば、例えば、5m³を使っているところは6m³を足して、11m³となりますので、下がってくるということになります。例えば、1m³しか使っていないところは、7m³かという違いがあります。他市事例では、事例③に対する認定水量に満たないところを認定水量にするということが県下ではありませんでした。

一つの検討として、丹波市に置き換えたかどうかということで、資料を追加させていただきました。それも検討の課題として捉えていただけたらと思います。

(3) 意見交換

(会長) なかなか、質問が難しいと思いますが、とりあえず、意見交換に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

他市の事例等を、出していただきましたが、忌憚のない意見、建設的な意見を願います。我々、理解が十分できていないところがありますので、事務局にそのあたりも教えていただきながら、意見交換としていただきたいと思います。

何かございましたら、お願いします。

(委員) もう一回、事例③'の説明をお願いします。

(事務局) 例えば2人世帯の場合です。15m³の水道水を使われています。2人なので、1人は井戸水等3m³とします。3m³×2人=6m³が井戸水等、6m³+15m³=21m³の請求をするというのが事例③です。丹波市の場合は、1人10m³の1/2ですので、5m³、1人の場合は10m³、2人の場合は16m³、それぞれの半分という風になります。事例③の場合、水道水3m³の場合、3m³+6m³=9m³<16m³というのが事例③です。これでもおかしいということです。下回るところに但し書きを入れて、このような場合は、認定水量でいきますというのが配布させていただいた資料5'です。下回る方は、すべて16m³となります。今回、減額する世帯もあって、現行と違います。

課題は、わからない井戸水等について、果たして、どのように請求したらいいのかということです。水道水と井戸水等半々にしようというのが事例①です。事例④は、問題があると言えるかも知れません。丹波市の方法も全国的に見ればあります。

(会長) 2人世帯であれば、データは古いかもしれませんが、16m³を使っているだろうと。もっと流れている場合もあるのに減額すべきではないだろうという意味ですね。

(事務局) そうです。

(委員) 2世代、3世代で暮らしている場合がある。3m³を10人にすると大きい量になる。赤ちゃんから大人まで同じになるのですね。

(事務局) 分からない水量をいくら請求したらいいのかということなのですが、正しい数値は誰にもわかりません。

(委員) ①の例のダッシュはありましたか。

(事務局) ①の例のダッシュが事例②です。1/2をし、認定水量に満たない場合は、減額されます。それを但し書きでしているのが、I市、J市、K市です。事例③についてもそのようなことができないか考えた場合、減額世帯がありまして、1/2というのが、影響が少ない、これが事例③’です。

(委員) お伺いしますが、水道水のみで、基本料金以内はたくさんありますか。

(事務局) 今、データを持ち合わせていませんが、図2の資料は、認定水量としていますが、基本料金以内の方もかなりいらっしゃいます。今回は、併用の時の使用量を出していますが、水道水のみでの使用者の状況はどうかをまとめて、資料とさせていただきますと思います。

(会長) 他にご意見ございませんか。資料5ですが、2人世帯の事例が多いですが、増額の世帯、減額の世帯は事例①、事例③でわかりますが、16 m³の例を基準とした時に、丹波市の申し合わせのようなものがありますが、その原点そのものを変えるということをしてよいものでしょうか。事例③の考え方は、丹波市の考え方とは違うとは思いますが、事例①、事例②のままいくのがよいのかどうか、全体の流れの中でよいのかどうか。このあたりは、どう捉えたらよいのかと思います。

(事務局) 今回の答申については、認定水量を超えた分について請求できていないということが課題で諮問をさせていただいておりますので、減額世帯が生まれることはおかしいということですが、しかし、説明できる何かを持っておけばよいと思っております。

(会長) 公平さを欠いているということだと思いますが、R市等の例でお示しいただきましたが、資料5の事例①、事例③について、減額が出てくるというのは、検討すべき内容をどう捉えたらよいのかと思いますが、皆様、どう思われますか。事務局の説明の中身をお聞きしたいところではあったのですが、良いのか悪いのか判断できないと思います。

(事務局) 水道水の使用量が少ない場合、井戸水等もそれだけ少ないかというところではないと思うのです。水道水は少ないが、井戸水等が多い場合もあります。使っているところは、切り替えしない限り使うので、一定量は使われているだろうと思います。3人世帯、4人世帯になりますと、世帯構成によって使用料は一律でないと思います。全く認定水量がかけ離れているということは少ないと思っています。事例①、事例③で減額になるが、今の認定水量でご理解いただいているということは、今後も現状でいくということもあるのかと思います。そのあたりで意見交換をしていただければと思います。

(会長) 平成 21 年度から大きな変化はないだろうというお話でした。課長がおっしゃった角度からご意見がございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 大きく変わっていないなら減額は必要ないのではないかと思います。

(会長) 平均でみると、10 m³くらい使っているということで間違いないとすれば、井戸水等の方で賄っておられるということでないかと思います。だから、減額する必要がないのではないかという意見だと受け止めました。井戸水等でも洗車に使って水路に流れている分がありますし、庭に散水する分は下水ではなく別のものになります。計量ができない以上、何か理屈をつけて説明をつけられるようにしなければなりません。何かございませんか。

(委員) 家庭によって、自由に使っています。自由に使えるというのは、ありがたいのですが、井戸水等というのは査定できなく自由ですが、将来的なことを考えた時に難しいかと思えます。

(委員) 正解はないと思います。

(委員) 小さい子どもの服等は、よく洗濯します。

(委員) 高い水道料を払うより、井戸水等の使用料を変えるのもいいと思います。

(会長) 意見がでないようでしたら、今日のところは、閉会へ持っていきたいと思います。必要な資料がありましたら、事務局で準備していただきたいと思います。

(事務局) 一点だけよろしいでしょうか。事例④について、認定水量をそのまま加算するというのは、認定水量は平均水量ですので、平均使用量に水道量をプラスするので、事務局としましてはいかがなものかと思っています。委員の皆様の意見をいただきたいと思えます。

(会長) 事例④はあまり好ましくないとのことですが、何かご意見があれば、おっしゃっていただきたいと思えます。2人世帯の時の例が、16 m³ですから、そのままの乗せるというのは、好ましくないということですが。事務局の意見について、皆様はどうでしょうか。ご意見をいただけたらありがたいと思えます。

(委員) 水道水分を余分に払ってもらおうということですか。

(事務局) 井戸水等だけの人の平均使用量と水道水との両方を請求しますということですか。

(事務局) 事例④は他市の事例ですが、認定水量自体が井戸水等であろうと水道水である

うと、それだけ使われているだろうと認定しておりますので、16 m³の中には上水道も入った水量として認定しています。上水を5 m³使われているのであれば、井戸水等は11 m³の井戸水等であろうと認定しようとしているところ、水道水を5 m³使われているから、井戸水等16 m³を足すということになると、重複しているとも考えられ、丹波市には、当てはまりにくいという説明です。

(会長) それに対してご意見ございませんか。考え方はご理解いただけたということでしょうか。

(事務局) 水道水のみ家庭の資料を整理しまして、次回の会議までに間に合えば、送らせていただきたいと思います。

(会長) これから、審議会としまして、取りまとめをしていくために方向性を出していく必要があります。時間の制約もありますので、今回は終了させていただきます。他市の状況による算定方法の事例を参考に意見をいただき、事務局におっしゃっていただき、受け止めていただこうかと思えます。次回は審議結果をまとめていこうとは思いますが、議論が長引きそうであれば、事務局と調整して進めさせていただこうと思えます。他にご意見がありましたら賜りますが、いかがでしょうか。

ないようでございますので、閉会とさせていただこうと思えます。次回の予定はいかがでしょうか。

・日程調整

(会長) 2月24日(火曜日)の14時から、場所は改めて事務局の方からご案内をさせていただくようにさせていただきます。

4. 閉会

(副会長) たくさんのご意見をいただきありがとうございました。井戸水等のより公平な算定方法の審議を引き続きお願いいたします。

お帰りになりまして、資料を見ていただき、お考えや意見等がございましたら、事務局までお願いいたします。

それでは、本日は閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

終了時間 午後4時00分